

ちいきいきこうしえん・ちいききていちゃくしえん あんない 地域移行支援・地域定着支援サービスのご案内

ちいきいきこうしえん ○地域移行支援とは

しょうがいしゃしえんしせつなど にゅうしょしゃ せいしんかびょういん にゅういん せいしんしょうがいしゃ
障害者支援施設等（※）の入所者や、精神科病院に入院している精神障害者
で、これから ちいきせいかつ いこう かた いっばんそうだんしえん じぎょうしゃ ほうもん
地域生活へ移行しようとする方に、一般相談支援事業者が、訪問
そうだん どうこうほうもん じゅうきよ かくほ てつた など
相談、同行訪問、住居の確保のお手伝い等をするサービスです。

※ しょうがいしゃしえんしせつ しょうがいしゃしえんしせつ その じどうふくしせつ りょうようかいご
障害者支援施設など…障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護
びょういん
をおこなう病院

ちいききていちゃくしえん ○地域定着支援とは

たんしん しょうがいしゃ かたなど ちいき せいかつ ふあん かた こま とき いっばん
単身の障害者の方等で地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、一般
そうだんしえん じぎょうしゃ でんわそうだん きんきゅうほうもん
相談支援事業者が、電話相談や緊急訪問をするサービスです。

いっばんそうだんしえん じぎょうしゃ ○一般相談支援事業者とは

ちいきいきこうしえん ちいききていちゃくしえん ていきょう じぎょうしゃ ごほんにん きぼう
地域移行支援、地域定着支援のサービスを提供する事業者です。ご本人が希望
じぎょうしゃ えら けいやく むす
する事業者を選び、直接契約を結びます。

※ じぎょうしゃ しょうさい べつとかくにん
事業者の詳細は別途確認してください。

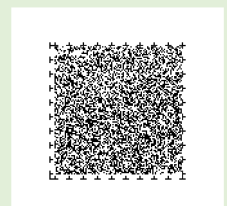
りょうほうほう ○利用方法

くやくしょ ちいきいきこうしえん ちいききていちゃくしえん りょうしんせい
区役所に、地域移行支援または地域定着支援の利用申請をします。

また、あわせて けいかくそうだんしえん しきゅうしんせい おこなう
計画相談支援の支給申請を行うこともできます。

くやくしょ ちょうさ う しきゅうけつていご いっばんそうだんしえん じぎょうしゃ りょうけいやく
区役所による調査を受け、支給決定後に一般相談支援事業者と利用契約をします。

神戸市



しきゅうしんせい 支給申請からサービスの利用までの流れ

① ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん しんせい けいかくそうだんしえん しんせい
地域移行支援・地域定着支援の申請、計画相談支援サービスの申請、
しょうがいしえんくぶんにていちょうさこうもく ちょうさ りよういこう ちょうさ
障害支援区分認定調査項目の調査・サービス利用意向の調査

② けいかくそうだんしえん りようもう こ けいやく
計画相談支援の利用申し込み・契約

③ めんせつ りようけいかくあん さくせい
面接・利用計画案の作成

④ くやくしょ ひつようしよるい ていしゅつ
区役所へ必要書類を提出

⑤ しきゅうけつてい
支給決定

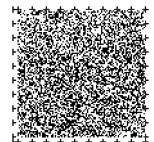
⑥ いっぱんそうだんしえん じぎょうしゃ けつてい りようけいかく さくせい かんせい
一般相談支援事業者の決定・利用計画の作成（完成）

⑦ りようけいかく ていしゅつ りようかいし
利用計画の提出・サービスの利用開始

※ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん
地域移行支援、地域定着支援サービスにかかる

りようしゃふたん
利用者負担はありません。ただし、がいしゅつじ こうつうひ
外出時の交通費、

しょくじだいなど じこふたん
食事代等は自己負担となります。



① 利用者が、区役所に申請書を提出します。区役所が利用者に障害支援区分認定調査、サービス利用意向の調査をおこないます。

② 利用者が、希望する特定相談支援事業者に利用計画の作成を直接申し込み、契約します。

③ 特定相談支援事業者が、利用者の自宅等を訪問し、利用者やその家族から、生活の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、利用計画案（サービス等利用計画案）を作成します。

※利用計画案は利用者自身や家族等が作成することもできます。（セルフプラン）

④ 利用者または特定相談支援事業者が、③で作成した利用計画案、「計画相談支援・障害児相談支援 依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書」等、必要書類を区役所に提出します。

⑤ 区役所が、④で提出された利用計画案や調査の内容を見たとうえで、サービスの支給決定をおこないます。

⑥ 利用者が、支給決定の内容を見て、サービスの提供をおこなう一般相談支援事業者を決定します。特定相談支援事業者が利用計画を作成します。

⑦ 利用者または特定相談支援事業者が、利用計画を区役所に提出します。利用計画にもとづいて一般相談支援事業者のサービスを利用します。

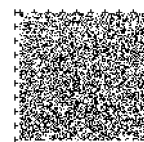
⑧ 特定相談支援事業者が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに利用者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況を確認します。

区役所及び障害者相談支援センターの連絡先一覧

《各区 保健福祉部》 受付時間 月～金（平日）8:45～17:15

（ただし、12:00～13:00 は除く）

名称	電話番号	FAX番号	住所
東灘区保健福祉部 保健福祉課	841-4131	851-9333	東灘区住吉東町 5-2-1
灘区保健福祉部 保健福祉課	843-7001	843-7018	灘区桜口町 4-2-1
中央区保健福祉部 保健福祉課	335-7511	335-7919	中央区東町 115 番地
兵庫区保健福祉部 保健福祉課	511-2111	511-7006	兵庫区荒田町 1-21-1
北区保健福祉部 保健福祉課	593-1111	593-1166	北区鈴蘭台北町 1-9-1
北神区役所 保健福祉課	981-5377	984-2334	北区藤原台中町 1-2-1 北区中央ビル2階
長田区保健福祉部 保健福祉課	579-2311	579-2343	長田区北町 3-4-3
須磨区保健福祉部 保健福祉課	731-4341	735-8159	須磨区大黒町 4-1-1
須磨区北須磨支所 保健福祉課	793-1212	795-1140	須磨区中落合 2-2-6
垂水区保健福祉部 保健福祉課	708-5151	709-6006	垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館 2 階
西区保健福祉部 保健福祉課	940-9501	990-2521	西区鞆台 5-4-1



《障害者相談支援センター》 窓口開設時間 月～金（平日）9:00～19:00

★のセンターは土曜日・日曜日・祝日（9:00～17:00）も開設しています。

名称	電話番号	FAX 番号	住所
ひがしなだ障害者相談支援センター★	431-5003	431-5055	東灘区魚崎中町 4-3-18
おかもと障害者相談支援センター★	452-1510	452-1529	東灘区西岡本 2-25-1
うおざき障害者相談支援センター	451-3760	451-3761	東灘区魚崎中町 4-10-32
なだ障害者相談支援センター★	882-7013	882-7014	灘区岩屋北町 6-1-4
たちばな障害者相談支援センター★	367-6651	351-1660	中央区橘通 3-4-1 神戸市総合福祉センター内
いそがみ障害者相談支援センター★	200-5611	200-5657	中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内
ひょうご障害者相談支援センター★	686-1731	686-1732	兵庫区駅南通 5-1-1
きた障害者相談支援センター★	592-1371	592-1381	北区鈴蘭台西町 1-26-2
ほくしん障害者相談支援センター★	982-1122	982-1022	北区藤原台中町 1-2-2
たにがみ障害者相談支援センター	582-4431	582-4432	北区谷上東町 8-21
しんながた障害者相談支援センター★	611-8860	611-8861	長田区若松町 4-2-15 ピフシ新長田 2階
にしだい障害者相談支援センター★	643-3730	643-3731	長田区川西通 5-101-1
きたすま障害者相談支援センター★	795-1453	795-1454	須磨区中落合 2-2-8
たかとり障害者相談支援センター★	739-1292	739-1293	須磨区大田町 7-3-15
たるみ障害者相談支援センター★	782-6661	786-0210	垂水区本多間 7-2-3
たるみみなみ障害者相談支援センター	704-3340	704-4040	垂水区日向 2-2-4 垂水日向ビル 3階
ひらのせいしん障害者相談支援センター★	962-5512	962-5540	西区春日台 5-174-10
にしこうべ障害者相談支援センター★	996-9820	996-9821	西区井吹台東町 1-1-1
たまつあけぼの障害者相談支援センター	927-4171	927-4172	西区曙町 1070 総合リハビリテーションセンター内

